

平成30年 3月15日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 榎 野 日 出 男



特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について（答申）

平成30年1月18日付け河南人第18号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. はじめに

平成30年1月18日に、河南町長から「特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について」の諮問を受けた。

平成29年12月20日の定例会議において、国家公務員の退職手当が引き下げられたことを受け、一般職の退職手当に関する条例が改正された。これにより、特別職の退職手当についても検討する必要があるため意見を求められた。

ただし、諮問を受けるまでの期間に生じた、平成29年12月5日の定例会議において可決された議員提出議案第7号、平成30年1月16日の臨時会議において可決された委員会提出議案第1号については、ともに特別職の退職手当を見直すものではあるが、当審議会としては、これらの経過や内容にとらわれることなく、中立公正な立場に立って、大阪府下の近隣市及び他町村の状況、本町の財政状況、一般職の退職手当の削減状況などから慎重に審議を重ね次の審議結果を得た。

2. 特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について

(1) 退職手当の算定方式及び支給割合

町長、副町長及び教育長の退職手当の算定方式及び支給割合については、次のとおりとすることが適当である。

(ア) 算定方式 在職月方式

(イ) 支給割合

町 長 100分の35

副町長 100分の22.5

教育長 100分の18

(2) 改定の実施時期

改定の時期については、一般職の退職手当に関する条例が、平成30年1月1日に施行され、同年3月31日の退職手当に適用されることから、同日に任期満了となる町長の退職手当においても上記を適用することが適当である。

3. 審議会開催状況

第1回審議会	平成30年	1月18日
第2回審議会	平成30年	1月29日
第3回審議会	平成30年	2月15日
第4回審議会	平成30年	3月15日

4. 審議経過及び内容

地方自治法第138条の4第3項の規定による町長の附属機関として、地方公共団体の特別職の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期することが出来るので、区域内の公共的団体等の代表者など5名の委員構成からなる河南町特別職報酬等審議会が平成30年1月18日に設置された。

まず、第1回審議会では、町長、副町長及び教育長の退職手当の額について、諮問するに至った経過と各種資料の説明が事務局よりあった。

事務局の説明より、本町の財政力指数は町村の平均を下回り自主財源に乏しく、地方交付税に依存している構造となっているが、財政の健全化を示す指標は基準を満たしており、黒字決算を維持していることを確認した。また、税込では賦課額が減少する中で、徴収率の向上により増収になっていることを確認した。

次に特別職の退職手当を支給することについて検討を行った。府内近隣市及び町村の特別職の退職手当については、地方自治法の規定により各自治体の判断にゆだねられていることから、退職手当を廃止している自治体もあり、また、選挙公約により任期限りの削減など様々な場合が見受けられた。しかし、府内町村で退職手当を辞退している自治体はあるが、退職手当を廃止している自治体はなく、常勤である勤務形態や4年という任期における特別職としての職務・職責、業務に伴うリスクなどを考えれば、任期中の功績を評価する意味においても退職手当は支給すべきであると決定した。

第2回審議会では、前回の審議を経て、具体的な退職手当について検討を行った。まず、市町村長の退職手当については、選挙公約など自らの判断で削減していることは考慮せず、各自治体の条例に規定されている本来あるべき退職手当で検討することを決定した。

次に、退職手当の見直しの要因となった一般職の退職手当との比較において、平

成25年に大幅な引下げがあり、さらに平成29年も引下げられた事を受け、特別職の退職手当も同程度の引下げはやむを得ないと決定した。

次に、退職手当の水準は、府内町村の平均値を参考とし、算定方式や支給割合の検討を行った。

まず、算定方式について、平成30年1月臨時会議において、在職月方式から一般職同様の在職年方式に改正された。任期は4年であるが、身分が保障されているわけではなく、任期中の政治的責任などにより失職もあることから、多数の自治体で採用している在職月方式により算定することを決定した。

次に、支給割合について、前回(平成25年)の答申で引下げられた支給割合(100分の45を100分の35に引下げ)を中心に検討した。その結果、町長は、退職手当の基礎となる報酬月額を前回(10%から13%削減)より引下げていることから、前回の支給割合とした場合でも一般職との均衡が図られることから前回の支給割合と同じにすることを決定した。

この結果、町長の退職手当は、参考とした府内町村の平均値を下回る厳しい内容となるが、住民目線の立場で考えればやむを得ないと判断した。

次に、副町長及び教育長の退職手当についても、前回答申で引下げられた支給割合(副町長は100分の25を100分の22.5に、教育長は100分の20を100分の18)で検討した結果、府内町村の平均値の近似値となることから前回の支給割合と同じにすることを決定した。

前回の改正は、附則により任期限りの改正であったが、今回は、本来あるべき退職手当の審議であったことから、本則により改正することにより恒久的な削減とすることを決定した。

第3回審議会では、前2回までの審議内容について、府内町村の退職手当との比較、一般職の削減額との均衡性、前回答申からの継続性などを確認し、答申(案)について協議した。

協議において、今回の諮問は、特別職の退職手当に関するものであったが、本則により恒久的に削減するのであれば、報酬月額や期末手当など退職手当も含めた総額ベースにより府内町村との均衡を確認する必要があるとの意見により、再確認することを決定した。

第4回審議会では、事務局から総額ベースの資料より説明があった。退職手当は

府内町村を下回るが、総額ベースでは、条例本則により計算した場合、近似値ではあるが府内町村平均を上回ることを確認した。しかし、これまで特別職の報酬月額削減は、公約ではなく河南町特別職等報酬審議会の答申を受けて実施している現状を考えると条例本則が町村平均を上回ったとしても事実上は、府内町村の平均を下回っており、府内町村の比較において著しく均衡を失するものではないと判断した。従って、退職手当の支給割合については、前回までの協議結果によることを決定した。

5. おわりに

今回の審議の中で、町長への評価は、高い情報発信力と積極的な行動力、事業を推進するリーダーシップなど非常に優れているとの意見がある一方で、町長の退職手当が議会との確執で、社会の注目を浴びている現状に苦言を呈すると同時に、町住民の負託を受けた者としての自覚の下に、高邁な見識と善意を基盤にした良識に基づき、かかる不毛の論争に早期の終結を図られるよう求めたい。